



江戸時代における銭匁同士の換算

浦長瀬, 隆

(Citation)

国民経済雑誌, 205(2):13-21

(Issue Date)

2012-02

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008386>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008386>



江戸時代における銭匁同士の換算

浦 長 瀬 隆

国民経済雑誌 第205巻 第2号 抜刷

平成24年2月

江戸時代における銭匁同士の換算

浦 長 瀬 隆

江戸時代の貨幣制度は金・銀・銭の三貨通用体制であるが、その制度の範囲内で18世紀なかばから、九州地方北部、中国地方や四国地方の一部で銭匁遣いがおこなわれている。このようなさまざまな貨幣が使用されているためお互いに換算する必要が生じてくる。特に、決済や決算の際には不可欠である。これまで史料の上では金・銀・銭や藩札などの間の換算の実例は豊富であったが、銭匁同士の換算の実例はきわめて少ない。本稿では、福岡藩、秋月藩、中津藩の場合を実例として、銭匁同士の換算の実態を明らかにすることをこころみた。その結果、いずれの藩においても銭匁を一度、銭に計算し直して換算していることが明らかになった。しかし、同時に、それでは「匁」の役割が何かという疑問が改めて浮かび上がってきた。

キーワード 銭匁, 換算, 福岡藩, 秋月藩, 中津藩

はじめに

江戸時代の貨幣制度は周知のとおり、金・銀・銭の三貨通用体制といわれるものである。ただし、地域により、また時期により貨幣使用のあり方が異なっている。よく知られているのは東日本の金遣いと西日本の銀遣いである。東日本では、高額貨幣として金、少額貨幣として銭を使用し、西日本では銀と銭を使用するのが一般的である。また、金と銀の性格が違い、金は計数貨幣で枚数を数えて使い、銀は秤量貨幣で重さを量って使う。単位も異なり、金は1両=4分、1分=4朱で4進法であるが、銀は1匁=10分、1分=10厘で10進法である。そして、江戸時代中期には、金と銀をいわばリンクした計数銀貨が登場する。明和9(1772)年に発行された南鐐二朱銀はその最初のもので、金の単位をもつ銀貨であった。それ以後、幕末にいたるまで、計数銀貨が増加し、支配的になっていくのである。江戸時代後半には、これらに藩札が加わり、江戸時代の貨幣事情はさらに複雑になっている。そして、さらに複雑にしているのは銭匁遣いの登場である。

銭匁遣いとは、江戸時代中期以後、九州地方北部、中国地方や四国地方の一部でおこなわれた貨幣使用のあり方のことである。この銭匁遣いについては、近年、藤本隆士¹⁾氏や岩橋勝²⁾氏の一連の研究によって、その実態が明らかにされつつある。しかし、まだわからない点も

多くあり、十分解明されていないようである。現在まで明らかになっている範囲内の銭匁遣いの実態については、以下のとおりである。

たとえば、福岡藩では60文銭が一般的であるが、史料上では、

「六十文銭 拾匁」 あるいは「銭拾匁 但し 六十文銭」

と表記されている。単位は匁でありながら、「銭拾匁」と記されているのである。この中身は

1匁=60文で 60文×10=600文

すなわち、銀の単位が使われていながら、実態は銭600文というものである。

九州地方北部、中国地方や四国地方の一部では、江戸時代中期以後、銀遣いに加えて、銭匁遣いが登場し、さらに藩札が発行されて、きわめて複雑な貨幣使用状況になっているのである。

ところで、商業上でのさまざまな決済は、このような複雑な貨幣使用の状況の中でおこなわれねばならない。さまざまな貨幣を使用しているため、決済あるいは決算の場合には、異なる貨幣の間の換算が必要となる。この場合、金と銀、金や銀と銭、金・銀・銭と藩札は、幕府や藩による公定相場や民間における相場が史料上に記載されており、知ることが容易である。しかし、異なる銭匁同士の換算については、史料上、ほとんどみることがなく、その換算の具体的な方法がよくわからない。異なる銭匁というのは、同じ藩内で、50文銭、70文銭、80文銭が並行して使用されていることが通常であり、それぞれ交換しないでそのまま使用されている場合が多いのである。最終的に決済なり決算をおこなう場合には、これらの間で換算する必要があるが、その実態をなかなか知ることができないのである。そこで、本稿では、史料の中で換算の方法を知ることができるケースを調べ出し、換算の実態を明らかにしたい。

1 秋月藩の場合

秋月藩は福岡藩の支藩で、黒田氏5万石である。福岡藩主黒田長政は元和9（1623）年に死亡し、その跡を忠之が相続した。この時、長政の遺言により、忠之の弟長興が秋月5万石を分知された。その後、寛永3（1626）年、長興は將軍秀忠に拝謁し、寛永11（1634）年には家光より5万石の朱印状を与えられた。このように秋月藩は、福岡藩の支藩でありながら、幕府から朱印状を与えられており、福岡藩に対して独立的な藩であった。しかし、秋月藩の

ほぼ中央に位置する甘木村は福岡藩領として残されていた。甘木村は福岡と幕府の代官所のある日田を結ぶ日田街道の要衝であり、流通の中心地でもあった。この甘木村を福岡藩が領有していたのは、⁴⁾ 経済的支配力を維持しようとしたためであろう。

秋月藩は、18世紀には領内において、50文銭、60文銭、80文銭が並行的に実施されていた。⁵⁾ たとえば、城下町で年行事役を勤めていた甘木屋遠藤家の記録によると、50文銭は藩への運上銭などの上納銭、山札、酒値段、十歩一銀、婚礼祝いの返し、なら漬粕値段などに使われており、60文銭は民間の取引に使用されていた。また、80文銭は寺への寄進、大豆の値段、賃金などに使われていた。⁶⁾

ところが安永8（1779）年7月に、50文銭、80文銭を止めて、60文銭に統一すると藩のお触れが出された。そのお触れが以下のものである。

御勘定奉行中触状写⁷⁾

覚

- 一、銭遣御用中一統相成度御詮議二而、今般御領分中五拾文遣イ被相止、一統六拾文遣ニ被仰出候、依之向後五拾文・八拾文遣相止候段、御家老中ヨリ被仰聞候
附向後五拾文・八拾文銭之名目、諸講・諸商売ニ至迄、一式相止候様被仰付候事

したがって、安永8年7月以後、50文銭や80文銭は60文銭に変化している。この変化を利用すれば、本稿の目的である異なる銭匁同士の換算の方法を明らかにすることができる。そこで、ここでは50文銭を60文銭に換算する実態を明らかにしてみたい。

60文銭に統一される前の運上銭は50文銭であった。たとえば、次に示すものは安永7（1778）年12月18日の史料であるが、⁸⁾ すべて50文銭である。

（安永7年）十二月十八日

- | | |
|---------------|------|
| 一、五拾銭 百四拾三匁五分 | 酒運上 |
| 一、同 拾七匁二分 | 出店運上 |
| 一、同 拾四匁三分七厘 | 水車運上 |
| 一、同 五拾七匁六分 | 質運上 |
| 一、同 三拾四匁四分 | 蠟扱運上 |
| メ 式百六拾七匁二分 | |

そして、60文銭に統一した後の各運上は以下のとおりである。

(安永8年11月) 十八日

一、六拾文銭 百拾九匁五分九厘	酒造運上
一、同 拾四匁三分四厘ハ	出店運上
一、同 拾壹匁九分八厘ハ	水車運上
一、同 四拾八匁ハ	質運上
一、同 貳拾八匁六分六厘ハ	蠟扱運上
メ、貳百貳拾貳匁五分七厘	庄屋文兵衛殿へ相納ル

安永7年12月18日の記載の運上銭と安永8年11月18日の運上銭との間には、運上銭の金額の変更記事がないので、両者は表現こそ異なるが、金額の中身は同じと考えてよいであろう。すなわち、50文銭で記されていたものを60文銭で表現したものとみることができるのである。したがって、両者は以下のとおり、同じものとあらわすことができる。

酒運上	50銭143匁5分=60文銭119匁5分9厘
出店運上	50銭17匁2分=60文銭14匁3分4厘
水車運上	50銭14匁3分7厘=60文銭11匁9分8厘
質運上	50銭57匁6分=60文銭48匁
蠟扱運上	50銭34匁4分=60文銭28匁6分6厘
合計	50銭267匁2分=60文銭222匁5分7厘

これらを銭で表現すると

酒運上	50文×143.5=7175文	60文×119.59=7174.2文
出店運上	50文×17.2=860文	60文×14.34=860.4文
水車運上	50文×14.37=718.5文	60文×11.98=718.8文
質運上	50文×57.6=2880文	60文×48=2880文
蠟扱運上	50文×34.4=1720文	60文×28.66=1719.6文
合計	50文×267.2=13360文	60文×222.57=13354.2文

となる。質運上では金額がまったく同額である。他の運上も少々の端数の違いができるが、ほぼ同額である。

これらのことから、50文銭を60文銭に換算するには、50文銭を一度銭に換算してから、60文銭に計算し直していることがわかる。すなわち、銭匁遣いは実質的には銭遣いであるため、銭勘定で換算がおこなわれているのである。

2 福岡藩の場合

福岡藩は黒田氏50万2416石である。初代黒田長政は慶長5（1600）年10月、関ヶ原合戦の後、筑前国を与えられた。元和3（1617）年には將軍秀忠より、筑前国50万2416石の判物を与えられている⁹⁾。

この福岡藩でも銭匁遣いがおこなわれており、庄屋の記録である「萬年代記帳」¹⁰⁾によれば、50文銭と60文銭の使用がみられ、50文銭は藩の役人の米代の支払いに使われており、60文銭は民間の取引に使われている。

福岡藩の場合は66文銭から60文銭への換算方法がわかる。福岡藩では60文銭が一般的であるので、66文銭がみられる理由がよくわからないが、粕屋郡尾仲村の庄屋の記録である「尾仲邑記録」¹¹⁾の中に次の史料がある。

（宝暦12年）同年諸上納銀

一、銀貳百八拾四匁	三品銀	一、同	四拾七匁貳分三厘	藪銀	
一、同	四拾九匁五分	大野山札	一、同	四匁ハ	志賀札
一、同	壹匁壹分	葉藍			
	六十六文銭				
メ	三百八拾五匁八分三厘				
	六十文銭ニ而				
	四百貳拾四匁四分壹厘				

この史料は宝暦12（1762）年の記事で、三品銀や藪銀、大野山札などの上納銀を計算したものである。その合計は

$$284匁 + 47匁 2分 3厘 + 49匁 5分 + 4匁 + 1匁 1分 = 385匁 8分 3厘$$

で、66文銭で表わされている。これを60文銭に換算して、424匁 4分 1厘になっている。この計算は以下のとおりである。

$$66文 \times 385.83 = 25464.78文$$

$$25464.78\text{文} \div 60\text{文} = 424.413$$

すなわち、60文銭に換算すると、424匁4分1厘3毛であるが、端数の3毛を切り捨てて、424匁4分1厘としているのである。したがって、66文銭から60文銭へ換算する場合は、一度銭に計算し直しているのである。この計算方法は秋月藩の場合とまったく同じである。

3 中津藩の場合

中津藩は小笠原氏の小倉移封の後、享保2（1717）年に奥平氏が入封して成立した。奥平氏は10万石であるが、豊前國中津に約6万2000石、筑前国に約1万8000石、備前国に約2万石と分散していた。藩庁は豊前國中津におかれていた。¹²⁾

本稿で使用する史料は、城下町中津の町会所の記録である『惣町大帳』¹³⁾である。この『惣町大帳』はところどころ欠年しているところがあるが、奥平氏が入部した翌年享保3（1718）から文久2（1862）年までが記録されている。

中津藩の銭匁遣いは、69文銭または70文銭、50文銭、80文銭の3種類がみられ、69文銭または70文銭は中津藩の銀銭相場に準じたものであり、50文銭は藩の払い米値段や藩士の奉公人への給与に使われている。そして、80文銭は民間の取引に使用されている。中津藩では、藩札が発行される宝暦3（1753）年までは銭匁遣いが中心であったが、藩札が発行された後は藩札の使用が中心になっている。¹⁴⁾

この『惣町大帳』には50文銭から80文銭へ換算している記事があり、その記事から換算の実態を知ることができる。

(寛延4年4月13日)¹⁵⁾

- 一、水引酒壺舛代丁銭百文被仰付候
- 出米五拾銭九拾九匁
- 町相場八十銭六十四匁五分位

これは寛延4（1751）年4月13日の記事で、藩が水引という酒の値段を町会所に通知したものである。酒1升の値段を銭100文に仰せ付けたというものである。その次に「出米」とあるのは払い米のことと思われる。他の年月の記事では「御蔵米」と書かれている場合もある。当時は酒の値段は藩が決めており、記事にも「被仰付候」となっている。その値段は原料である米の値段を参考にして決められているのである。したがって、酒の値段の後に米価を記載しているのである。そして、この記事が他の年月の記事と違うところは、米の「町相場」が記されていることである。この町相場とは、城下町の米問屋の米価と思われる。しか

も、「出米」は50文銭で、「町相場」は80文銭で表示されているので、50文銭から80文銭への換算の方法がわかるのである。そこで、「出米」を銭で計算し直すと

$$50\text{文} \times 99 = 4950\text{文}$$

となり、「町相場」を銭で計算し直すと

$$80\text{文} \times 64.5 = 5160\text{文}$$

となり、その差は

$$5160\text{文} - 4950\text{文} = 210\text{文}$$

である。50文銭と80文銭を銭に計算し直した場合、210文の差が出るが、これは払い米値段と城下町の米問屋の米価の違いであると思われる。いずれにしても、中津藩においても、秋月藩や福岡藩と同様に、銭匁同士の換算の場合、一度銭に計算し直して、換算していることが明らかになった。

お わ り に

本稿では、銭匁同士の換算の方法を、福岡藩、秋月藩、中津藩の場合についてみてきた。その結果、いずれの藩においても、一度銭に計算し直して換算していることが明らかになった。ここで取り上げた3つの藩の換算方法は他の藩でも同じと思われる。

銭匁については、これまで研究が進んできたが、現在のところまだまだ不明な部分が残されている。たとえば、匁の役割が史料の上ではよくわからないことである。本稿で明らかになったように、銭匁同士の換算の場合、一度銭に計算し直している。それならば、銭匁勘定ではなく、銭勘定でよいであろう。つまり、「銭〇匁 但し〇文銭」ではなく「銭〇文」と表現してもよいはずである。銭遣いは山陰地方や東北地方など他の地方ではみられるものである。なぜ「銭〇匁」と表現するのか、その理由が明らかになっていないのである。また、現在のところ、銭匁と藩札の換算についての実態が必ずしも明らかであるとはいえない。おそらく、銭匁同士の換算と同じように、一度銭に計算し直して換算すると予想できるが、史料の上で実証できていない。

銭匁遣いについての不明な部分は他にもある。1番目は、同じ藩の中で50文銭、60文銭など異なる銭匁が使われていることである。特に、すでにのべたように、藩の経済に関係して

いる場合は50文銭、民間の取引では80文銭が使用されている。すなわち、貨幣の使用形態によって、ことなる銭匁が使われているのである。現在のところ、この違いの意味が不明である。そして2番目には、50文銭と80文銭が同じ地域で使われている場合、銭に計算し直して同じ金額であれば、匁単位ではかった金額は増加することになることである。すなわち、匁単位で利益が出ることになる。しかし、史料上では、80文銭を50文銭に作り直すようなことをした形跡がみられないのである。また3番目は、幕府領の日田では、19文銭が一般的であり、¹⁶⁾他の地域とは数字の違いが大きすぎることである。なぜ、日田では19文銭なのかが今のところまったく不明である。

銭匁に関するこれらの問題は今後の課題としておきたい。

注

- 1) 藤本隆士 (1972) 「近世西南地域における銀銭勘定」『商学論叢 (福岡大学)』第17巻 第1号
 —— (1984) 「近世における銭貨流通の一考察——福岡藩の「匁銭」の成立を求めて——」『経済学研究 (九州大学)』第49巻第4・5・6合併号
 —— (1984) 「秋月藩の匁銭と札——硬貨と札と位置と——」『福岡大学商学論叢』第29巻第2・3合併号
 —— (1987) 「「金銀札銭記録」に見える銭貨について」(1)『福岡大学総合研究所報 人文科学』第100号
 —— (1988) 「「金銀札銭記録」に見える銭貨について」(2)『福岡大学総合研究所報 人文科学』第105号
 —— (1988) 「九六銭と匁銭——近世銭貨流通史の一齣——」西南地域史研究会編『西南地域の史的展開 近世編』思文閣出版
 —— (1991) 「徳川期における少額貨幣——銭貨と藩札を中心に——」『社会経済史学』第57巻第2号
 —— (1994) 「再び匁銭について——福岡藩前・中期の銭貨流通——」『福岡大学商学論叢』第39巻第1・2合併号
- 2) 岩橋勝 (1978) 「近世後期西南地域における貨幣流通」『西南地域史研究』第2輯
 —— (1980) 「徳川後期の「銭遣い」について」『三田学会雑誌』第73巻第3号
 —— (1983) 「伊予における銭匁遣い」地方史研究協議会編『瀬戸内社会の形成と展開』雄山閣出版
 —— (1984) 「播州における銭匁札流通」『商経学叢 (近畿大学)』第30巻特別号
 —— (1986) 「近世銭貨流通の実態——防長における銭匁遣いを中心にして——」『大阪大学経済学』第35巻第4号
 —— (1988) 「近世中後期土佐における貨幣流通——いわゆる八銭勘定を中心にして——」『西南地域史研究』第6輯
 —— (1991) 「徳川期貨幣の経済史——少額貨幣を中心として——」『社会経済史学』第57巻第2号

- (1998) 「地方の流通実態から見る江戸期貨幣制度の変容」『松山大学論集』第10巻第2号
- (1999) 「近世後期金融取引の基準貨幣——豊後日田千原家史料を中心として——」『松山大学論集』第11巻第1号
- (1999) 「近世三貨制度の成立と崩壊——銀目空位化への道——」『松山大学論集』第11巻第4号
- (2000) 「近世後期南紀における貨幣流通」『松山大学論集』第12巻第4号
- (2001) 「防長地方の藩札と80文銭勘定」『総研レビュー』第17号
- (2008) 「近世畿内周縁地域の銭匁遣い——北近畿・宮津藩領を中心として——」『松山大学論集』第20巻第2号
- (2010) 「近世銭匁遣い成立の要因——津軽地方を事例として——」『松山大学論集』第22巻第4号
- 3) 浦長瀬隆 (2010) 「17・18世紀中津藩城下町における貨幣流通」『国民経済雑誌』第201巻第5号
- 4) (1982) 『甘木市史』上巻
- 5) (1984) 『甘木市史資料』近世編 第4集
- 6) 注5)と同じ
- 7) (1984) 『甘木市史資料』近世編 第4集 記録(二)
- 8) 注7)と同じ
- 9) (2000) 『福岡県史』通史編 福岡藩(一)
- 10) (1990) 『福岡県史』近世資料編 年代記(一)
- 11) 注10)と同じ
- 12) (1985) 『大分県史』近世編Ⅱ
- 13) (1975～2010) 『惣町大帳』第1輯～第24輯, 寛政元年同2年, 寛政3年同4年, 寛政5年同7年, 寛政8年同9年, 寛政10年同11年, 寛政12年, 後篇1～後篇30, 後篇32, 後篇34, 後篇44
- 14) 浦長瀬隆 (2010) 「17・18世紀中津藩城下町における貨幣流通」『国民経済雑誌』第201巻第5号
- 15) (1980) 『惣町大帳』第5輯
- 16) (1974) 『諸家日記』3